

ストマ装具費・紙おむつ費助成申請の手続き

※「紙おむつ費」の助成対象者は、65歳未満で脳性まひ等の脳原性運動機能障がいのある方です。それ以外の障がいの方はご相談ください。

- ① 購入予定業者に、見積書が自宅に届くように依頼してください。
- ② 見積書が届いたら、福祉政策課または各地域事務所（西部支所を除く）の窓口で申請してください。申請用紙はそれぞれの窓口にあります。
※持ち物：見積書、身体障害者手帳
- ③ 申請から約10日で、市役所から給付の決定通知書と給付券の写しが郵送されます。（購入予定業者へも同時に決定内容を通知します。）
それらが届いたら、ストマ装具・紙おむつを購入できます。

◆ストマ装具費・紙おむつ費の助成には、購入のたびに事前申請が必要です。
（申請前に必ず見積書のご用意をお願いします。）

◆申請できるのは2、4、6ヶ月分のいずれかです。ただし、3月分が余ってしまう場合は、3ヶ月分（1月～3月分）または1ヶ月分（3月分のみ）の申請を認めます。

※購入する月の前月から申請できます。

年度をまたぐ申請（例：3月～4月分）はできません。

4月分からの申請（例：4月～5月分）は3月の第4週目からできます。

◆助成額の上限は

ストマ（消化器系） 8,858円／月

ストマ（尿路系） 11,639円／月

紙おむつ 12,000円／月 です。

◆課税世帯の場合、助成額の1割を負担していただきます。